

# 国際課税トピックス

## 1 改定の動き

平成11年5月24日の朝日新聞朝刊において、日米租税条約改定の動きがあることが報道されている。

この報道によれば、1970年以降、日米租税条約が改定されていないことから、米国産業界の強い働きかけを受けて、米国政府が前向きな姿勢を見せ、日本政府は、慎重であるが、改定の必要性は認めているとのことである。

この背景には、日本に進出した米国系企業の業績が好調であり、これらの米国系企業が、本国である米国親会社等に支払う配当、使用料等に係る日本の源泉徴収税額を軽減することが狙いとしてある。また、同時に、日米租税条約を改定すると、米国に進出している日本系企業から日本の親会社等に対して支払われる配当、使用料等についても、米国における源泉徴収税額を軽減することになるが、米国政府は、好調な米国経済を背景として、財政収入が黒字であり、税収減に敏感ではない事情もあるようである。

そして、租税条約改定を担当する米国財務省は、積極的な姿勢を見せており、本年に入り、問題点の整理に着手している模様である。

## 2 米国における租税条約の動向

米国は、1986年に大規模な税制改正（以下「1986年法」という。）を行い、それ以前の1954年法と比較すると、多くの改正を行っている。

また、米国は、1986年の税制改正以降、多く

の租税条約を改定している。その趣旨は、1986年法に沿った形への租税条約の改定である。さらに、米国は、独自の米国モデル租税条約を1977年、1981年に公表し、1996年に新しい米国モデル租税条約を公表している。

具体的な例を挙げると、1986年法に沿った租税条約の改定の項目としては、1986年法により創設された支店利益税がある。この一種の追いかけて課税は、OECDモデル租税条約では導入すべきでないとされているものであるが、米国は、外資系米国内国法人における課税と外国法人米国支店における課税の平仄を合わせるために、この制度を導入した。1980年代後半以降に改定された米国の租税条約には、支店利益税の

## 日米租税条約

規定が配当条項に含まれている。

第2の点は、第三国居住者による租税条約の不正な使用を防止する規定（いわゆるトリティーショッピング防止条項）の導入に米国は熱心であり、1992年に署名された米国・オランダ新租税条約には、これまでにない複雑な当該規定が置かれている。

第3の点は、OECDモデル租税条約が、1992年以降、頻繁に改定されていることも間接的な影響があろう。

第4には、国際的投資形態において、パートナーシップ等の法人以外の企業形態が多くなっ

# Topics of International Taxation

ていること、デリバティブ取引の課税問題等の新しい取引形態が出現していること等が、租税条約改定の背景としてあろう。

## 3 米国から見た日米租税条約

米国における対先進主要国との租税条約改定に限定すると（以下の年号は、いずれも新租税条約の署名の年度）、米国は、対フランス租税条約が1994年、対ドイツ租税条約が1989年、対オランダ租税条約が1992年、対英国租税条約が1975年（その後、1976年、1977年、1979年に改定）に、それぞれ旧租税条約の改定を行っている。

日米租税条約は、1971年に旧日米租税条約が

## 改定について

改定され、それ以降、改定がない。日米租税条約は、米国のその後の改定を含む1954年法の影響を受けた租税条約であり、その意味では、米国財務省が、現在改定を望んでいる租税条約としては、その優先順位は相当に高いはずである。

## 4 わが国から見た日米租税条約

日本と米国との経済的交流を考えると、日米租税条約は、わが国にとって最も重要な租税条約のうちの一つといえよう。したがって、租税条約改定に当たり、各界各層からの意見が出る可能性もあり、わが国政府としても、慎重に取

り組むことになるだろうが、その際に留意すべきことは、日米租税条約を他のわが国の租税条約と比較するのではなく、米国が締結している租税条約と比較検討することを念頭に置くべきであろう。

すなわち、対米国との経済的交流を考えると、わが国企業の競争相手は、米国企業及び欧州主要国の企業であろう。米国企業と欧州主要国企業が、前述の新しく改定された租税条約を基礎として、課税関係を確立していることから、わが国企業は、日米租税条約において、他の米独租税条約、米仏租税条約等に規定されているものと同等の課税上の条件が与えられるべきであろう。

例えば、米英租税条約、米独租税条約、米仏租税条約及び米蘭租税条約は、いずれも租税条約に定める利子及び使用料の限度税率は0であり、条約免税である。その結果として、わが国企業は、欧米企業と異なる条件により競争するようになっているのが現状である。その意味で、日米租税条約が改定されて、前述の他の先進諸国と同等の内容の租税条約となることを願っている。

日本大学教授

矢内 一好